

所管部課	市民環境部 地域振興課		部長	木村 西		
件名	東大和市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立老人福祉施設条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立老人福祉施設における入浴事業の廃止に伴い、規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容                  第2条（浴室の利用日等）を削除する。                  第3条中「老人福祉施設の」を「東大和市立老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）の」に改める。                  別表（第2条関係）を削除する。</p> <p>(2) 施行日                  令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果                  限られた財源の中、光熱水費等の経費を削減することで、他の施設を含めた管理・運営における財源を確保することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。